

令和4年第3回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和4年11月25日 開会

令和4年11月25日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和4年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和4年11月25日

1 出席議員

1番	中山和夫君	2番	岡沢与志隆君
3番	向後研二君	4番	小久保ともこ君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
8番	袴田忍君	9番	田邊明佳君
10番	中村勇君	11番	東間永次君
12番	小倉利一君	13番	酒井良信君
14番	板倉正道君	15番	古坂勇人君
16番	鶴岡喜豊君	17番	松野唱平君
18番	御園生明君		

2 欠席議員

7番 鵜沢清永君

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業管理者 職務代理者 公立長生病院副院長	阿部恭久君
教育長	内田達也君	事務局長	秋葉紀裕君
消防長	金井浩司君	水道部長	秋山忠君
公立長生病院 事務部長	牧野悟君	事務局次長 (環境衛生課長事務取扱)	高山浩二君
消防本部次長 (警防課長事務取扱)	中村希一君	水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君
公立長生病院 事務部次長	柴崎勲君	消防本部 副参事 (総務課長事務取扱)	秋葉和彦君
事務局 総務課長	中村年孝君	医療民生課長	杉崎正文君
水道部 管理課長	深山光男君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君

4 事務局職員

議 事 局 会 長 小 高 英 樹 書 記 秋 葉 正 人
書 記 原 靖 丘 書 記 大 塚 将 史

議 事 日 程

令和4年11月25日 午後2時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 継続審査の総括審議
- 第 8 一般質問
- 第 9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第10 議案第1号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第2号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第3号 令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第14 議案第5号 長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第6号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- 第17 議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件（委員長報告）

○副議長（中山和夫君） 皆さん、こんにちは。

議会開会に先立ち、諸般の報告をいたします。

先般、一宮町において議会議員の選挙があり、これに伴い、組合同約第5条第2項の規定により、議長職議員として鶴沢清永議員が、議会選出議員として袴田忍議員が、本組合の議員となりました。

今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告がありました。お手元に配付してありますので御了承願います。

書面による報告は以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してありますので御了承願います。

なお、鶴沢清永議員から欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

午後2時02分開会

○副議長（中山和夫君） ただいまから、令和4年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は17名であります。よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

議会運営委員会委員長、岡沢与志隆君。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君）

議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開催し、令和4年第3回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思っております。

日程第4といたしまして、「議長の選挙」を行います。

日程第5といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第6といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第7は、「継続審査の総括審議」を行います。9月の第2回定例会で継続審査となっておりました令和3年度の各会計決算について、決算審査特別委員会の審査報告と質疑・討論・採決を行います。

日程第8といたしまして、「一般質問」を行います。通告者は13番酒井良信議員であります。通告の内容につきましては、お手元に配付してありますので御覧いただきたいと存じます。

日程第9といたしまして、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

日程第10から日程第17につきましては、議案8件でございます。議案第1号から議案第7号は、おのおの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑・採決をするようお願いいたします。議案第8号の人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いいたします。なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

日程第18は、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を行います。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ報告を終わります。

○副議長（中山和夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、本職において指名いたします。

7番に鶴沢清永議員、8番に袴田忍議員を指定します。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

2番岡沢与志隆議員、3番向後研二議員の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第4「議長の選挙」を議題といたします。

ただいま組合議長が空席となっておりますので、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、本職において指名することに決定しました。

議長に、古坂勇人議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました古坂勇人議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(中山和夫君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました古坂勇人議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました古坂勇人議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

古坂勇人議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長(古坂勇人君) ただいま、議員各位の御推挙をいただき、長生広域議会議長の重職を務めることとなりました、長柄町の古坂でございます。

円滑な議会運営と広域行政の発展のため努力してまいります所存です。皆様方の御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。（拍手）

○副議長（中山和夫君） ただいま、新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代します。

古坂議長は議長席をお願いいたします。

（中山副議長と古坂議長交代）

○議長（古坂勇人君） それでは、会議を続けます。

日程第5「常任委員会委員の選任」並びに日程第6「議会運営委員会委員の選任」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。常任委員会委員の選任並びに議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

総務委員会委員に、7番鶴沢清永君を、企業委員会委員に、8番袴田忍君を、議会運営委員会委員に、8番袴田忍君を指名いたします。

お諮りいたします。

以上のとおり、常任委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで、管理者より挨拶の申出がありますので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和4年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しい中、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃から広域行政の進展に御指導、御協力を賜り感謝を申し上げます。次第であります。

諸般の報告をする前に、私のほうからちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。

今、長生病院桐谷院長が病気療養中のため、事業管理者として職務代理を置かせていただいております。今日は阿部先生が来ていただいておりますので、御紹介をしたいと思います。

阿部先生でございます。桐谷院長が戻る間、阿部先生が職務代理ということで、管理代行

をしていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症でございますが、過去最大の爆発的な感染となった第7波も、ようやくピークアウトしたものの、既に、感染者数は増加傾向となり、早くも第8波の到来と言われている状況でございます。

また、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念され、今後も予断を許さない状況が続くことにかわりはございません。そのような中、令和4年度の各般にわたる広域組合の事業は、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、資材不足や高騰による納期の遅れが発生し、遅延している事業があることや、電気料金の高騰による予算への圧迫等がございますが、経費の節減を図りつつ住民ニーズへの対応等に努めながら執行されているところであります。

さて、先ほど議長より御報告がありましたが、本年11月7日に、一宮町議会臨時会におきまして、議長職議員として鶴沢清永議員、議会選出議員として袴田忍議員が、当組合議会議員に就任されました。2名の議員におかれましては、広域行政進展のため、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、先ほど議長の改選があり、新議長に古坂勇人議員が就任されました。今後の広域組合議会の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました鶴沢一男前議長、森佐衛議員におかれましては、長年にわたり広域行政進展のため多大なる御尽力をいただいたことに対しまして衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の御活躍を御祈念申し上げます次第であります。

ここで、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生課の関係でございますが、新最終処分場浸出水処理施設工事につきましては、来年度の契約を目指して業者選定の準備を進めております。契約方法は、価格及び品質等が総合的に優れた者を契約の相手方とする総合評価落札方式を採用して、学識経験者の意見もいただきながら請負業者を選定しようとするものであります。業者選定後、最終的な契約につきましては、令和5年第2回議会定例会に議案として提出を予定しておりますので、議員各位におかれましては、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、長生病院の関係でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、一般・小児・初回接種者に対し3種類のワクチン接種を行っており、12月からは、6か月から4歳までの乳幼児ワクチン接種を開始し、合計4種類のワクチン接種を行っていく予定でございます。その中では、ワクチン接種を一度も行っていない方への既存株の初回接

種は長生郡市内で長生病院だけとなっております。このほかにも陽性患者の入院治療や発熱外来などを引き続き実施し、圏域内唯一の公立病院として、コロナ対応に積極的に取り組んでまいります。

また、令和2年度に作成いたしました中長期ビジョンを実現するためのアクションプランについて、令和3年度の業務実績に関する評価結果を後ほど議員の皆様にご説明させていただき予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく案件は、承認1件、議案8件であります。

承認第1号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正をしたものですが、試行期日等の関係から、緊急を要するものと認め専決処分をいたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第1号から第3号につきましては、各会計の補正予算について、議案第4号から第6号につきましては、職員の定年引上げに係る条例の改正について、議案第7号につきましては、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について、議案第8号は、監査委員の選任についての人事案件を提出させていただいております。詳細につきましては担当から説明させていただきますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、さきの第2回定例会におきまして継続審査となっております令和3年度の各会計の決算につきましては、去る9月27日の決算審査特別委員会において慎重なる御審議を賜ったところであります。

委員会では、各委員に貴重なる御意見をいただいておりますので、今後の広域行政の運営に生かしてまいりたいと思っております。

以上、議会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

次に、日程第7「継続審査の総括審議」を議題といたします。

8月の第2回組合議会定例会におきまして継続審査となっております案件について、決算審査特別委員会の報告を委員長に求めます。

18番御園生明議員。

○決算審査特別委員会委員長（御園生明君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和4年第2回議会定例会に上程された認定案第1号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算及び認定案第4号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定案4件につきましては、8月25日の本会議において、9名の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、その審査を付託されたところであります。

本委員会は、本会議において設置された後、直ちに第1回特別委員会を開催し、正副委員長の互選及び審査日程について協議いたしました。その結果、委員長に私、御園生明を、副委員長に向後研二委員を選任し、審査日程を9月27日の1日といたしました。これにより、第2回特別委員会を9月27日午後1時半から、組合管理棟ふれあいホールにおいて開催し、付託された認定案4件について、当局から総括副管理者ほか関係職員の出席を求め、監査委員の決算審査意見書や当局から提出のあった審査資料を基に慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、総括副管理者に対する総括質疑ですが、認定案第1号から第4号まで、特に質疑はありませんでした。

次に、事務担当部局に対し会計ごとに審査を行いましたので、その結果について概略を申し上げます。

認定案第1号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について、歳出から質疑が行われ、2款総務費で、12節委託料のうち、顧問弁護士の委託先と年間の相談件数は、また、市町村等職員研修委託料に不用額が生じた理由はとの質疑に対し、委託先は茂原総合法律事務所、事務手続上での相談を中心に年間20件程度をお願いしている。職員研修の不用額は、市町村からの参加者が予算編成時の見込みよりも少なく開催回数を減らしたことによるものとの答弁がありました。また、14節工事請負費の内容はとの質疑に対し、温水センターのプール棟空調設備更新工事、男子サウナ室ヒーター更新工事、女子サウナ室補修工事などが主なもので、入札差金により100万円余の不用額が生じたとの答弁がありました。

4款衛生費では、1項保健衛生費のうち、夜間の二次待機病院利用者数の推移は、また、委託契約上の診療時間である20時から翌朝6時以外の時間帯はどうなっているのかとの質疑に対し、患者数の推移は、令和2年度が3,156人、令和3年度は3,218人となっている。また、診療時間外については全くの空白が生じていることでなく、各医療機関の協力により、令和

3年度の患者数のうち、20時までに706人、翌朝6時以降で他の医療機関が開設するまでに146人が受診しているとの答弁があり、契約時間外の実績も考慮し、委託料についても検討していただきたいとの要望がありました。

5款消防費では、署の再編についての進捗状況はとの質疑に対し、現在8署体制から6署体制とすることで事務を進めているが、こういった形で統合し、どこに建てるかなどは協議中であるとの答弁がありました。

続いて、歳入についての質疑では、2款使用料及び手数料で、2項2目衛生許可にかかる手数料は新規と更新で分けて記載したほうが解りやすいのではないかとの意見がありました。また、1項3目屋外施設使用料の内訳はとの質疑に対し、使用件数1,343件のうち、テニスコートが1,143件で120万150円、スポーツ運動広場が200件で21万円の収入済額となり、使用料はそれぞれ2時間当たり1,050円としているとの答弁がありました。

5款財産収入では、温水センターの貸付先であるイーストプロジェクトのコロナ禍における経営状況はとの質疑に対し、運営状況についての定期的な会議の中で、減少した会員数や利用者数回復のため、キャンペーンの開催など、いろいろと試みているとの報告を受けている。売上額の減少に応じた貸付料の減免をしているが、それ以上に経営が苦しいとの意見は出ていないとの答弁がありました。

次に、認定案第2号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定案第3号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、水道管の更新について、優先順位の見極めが重要であると考えるが、更新計画はどのように決定しているのかとの質疑に対し、更新は平成30年度から令和14年度までの15年間で3期に分け、更新総延長105キロメートル、総事業費約120億円で計画しており、漏水の多い箇所や広域化以前に布設した経年管、耐用年数の短い塩ビ管を優先的に更新しているとの答弁がありました。

続いて、水道工事は、他の工種に比べ下請業者が施工する現場が多いと聞くが、どのように把握しているのかとの質疑に対し、案件ごとに施工計画書を提出させ確認しており、多くの現場で下請業者を活用していることは認識しているとの答弁がありました。

また、末端水道事業体の統合に係るスケジュールに変更が生じた理由は。また、現時点での主な課題や問題点はとの質疑に対し、県営水道、九十九里地域水道企業団等の用水供給事業体の統合スケジュールが変更となったため、その進捗に合わせて末端水道事業体の統合も

スケジュールを変更した。末端水道事業体は、経営統合という形でいきなり事業統合をするわけではないので、現状において報告するような課題は生じていないと認識しているとの答弁がありました。

さらに、企業債の未償還残高が約109億円あるが、統合の際には構成市町村に対しこの負債に係る負担を求めるのかとの質疑に対し、既存の資産や負債は新しい事業体が、いずれも承継するというので検討が進められているとの答弁がありました。

最後に、認定案第4号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑が行われ、病院事業収益のうち1項2目外来収益が増加した要因をどのように分析しているのか。また、黒字決算の大きな要因となった3項特別利益の内容はどの質疑に対し、ほとんどの診療科が前年度を上回り、受診控えが徐々に回復してきたものと考えている。内科や外科については常勤医師の増員が要因と判断している。特別利益は、新型コロナ陽性患者の受入れに当たり、病床確保やその支援としての休床補償、病室や医療機器の整備にかかる補助金、新型コロナワクチン接種料などが主なものであるとの答弁がありました。

続いて、経営指標の推移の中で、市町村からの繰入金を除いた医業収益の割合を示す修正医業収支比率と稼働病床利用率が年々減少傾向にあるが、その要因をどのように分析しているのか。また、その一部の診療報酬加算を辞退した経緯と、今後についてはどのように考えているのかとの質疑があり、前年度と比較して外来収益が回復しつつも、新型コロナ陽性患者の受入れによる入院収益の減収が原因であると考えており、今後、アクションプランの実行により医業収益の向上に努めていくところであるとの答弁に続き、診療報酬加算の辞退は、医師の退職に伴い加算の対象外となったことによるもの、医業収益向上のため診療報酬対策チームを立ち上げ、新たな加算につながるよう調査研究をしているとの答弁がありました。

以上が、各会計決算における主な質疑応答の概要であります。

本委員会は、以上のような内容を踏まえ、付託された認定案第1号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算及び認定案第3号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算並びに認定案第4号、令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算は、採決の結果、委員全員の賛成をもって、いずれも認定することに決しました。

令和4年11月25日、長生郡市広域市町村圏組合決算審査特別委員会委員長、御園生明。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑の回数は議会運営委員会の決定により3回までといたします。

それでは、ただいまの委員会報告に対しての質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

以上の認定案4件を一括して討論を許します。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「認定案第1号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがって、認定案第1号は認定することに決定いたしました。

次に、「認定案第2号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定について」を委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがって、認定案第2号は認定することに決定いたしました。

次に、「認定案第3号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について」を委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがって、認定案第3号は認定することに決定いたしました。

次に、「認定案第4号令和3年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定につ

いて」を委員会報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがいまして、認定案第4号は認定することに決定いたしました。

これをもちまして、決算審査特別委員会の任務は終了いたしました。

よって、本委員会を解散いたします。

委員各位におかれましては、慎重審査、まことに御苦労さまでございました。

日程第8「一般質問」を行います。

質問回数は、議会運営委員会の決定により3回までで、時間は答弁も含めて30分とし、要望は行わないことになっていきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、13番酒井良信君。

○13番（酒井良信君） 私、13番酒井良信は、前回に続きまして最終処分場の件について質問いたします。

最終処分場建設業者の選定及び参入条件について御説明願います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） ただいまの酒井良信君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 酒井議員の一般質問について御答弁させていただきます。

新最終処分場建設における発注に伴う業者選定及び参入条件についてとのことでございます。

まず、業者選定ですが、浸出水処理施設工事につきましては、価格のほかに、施設の品質や施工方法などを評価の対象に加えて総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする総合評価落札方式を予定しております。また、事業地の造成や埋立地等の土木建設工事は、今年度実施しております土木実施設計による仕様を規定した、制限付一般競争入札を予定しております。

次に、業者の参入条件とのことですが、本建設工事の適正な施工を確保するために、本工事規定、規模及びそれに必要な技術水準に見合う能力のある建設業者に発注する必要があります。したがいまして、本工事の発注に際しては、建設業者の経営規模や技術力、経営状況において、建設業法に規定する経営事業事項審査の総合評価も要件に設定する予定になっております。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 酒井君、再質問ありますか。

13番酒井良信君。

○13番（酒井良信君） 再質問はいたしません。要望でいきます。

要望の前に、議長にお断りします。お願いします。

資料を1枚持ってきましたので、これをお配りしてよろしいでしょうか。

○議長（古坂勇人君） 酒井良信君から資料の配付の申出がありましたので、これを許可します。

資料の配付が終わりました。

○13番（酒井良信君） ただいまお配りした資料、平成25年から令和3年度の全国の脱塩処理設備を整備してある浸出水処理場の建設であります。11件ありました。11件あった中で、4者がこれを発注しております。今、局長の答えの中に、本工事規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業者に発注する必要がありますということでもありますけれども、この業者は、4件ということですが、私が思うには、4件ではまだ足りないと思います。7件か8件発注をかけて参入していただくことが必要かと思えます。

それと、経営事項審査の総合評価につきましても、このクラスの規模ですと、経審の得点は1,000点ぐらいだと私は思っております。私が軽く調べた程度ですから、専門家に聞かないと、まだよく分かっていないですけれども、そのぐらいの規模で、経審は1,000点ぐらいの規模でできると思います。

私が、こういうことを何で言うかといいますと、工事の不正、公正にきっちり載せてありますんで、工事を公平にやってほしいということでもあります。これからまだ時間をかけて参入業者の選定に努めているとのことでございますので、公平に業者を選んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（古坂勇人君） 再々質問はございますか。

○13番（酒井良信君） ありません。

○議長（古坂勇人君） これをもちまして一般質問を終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時ちょうどといたします。

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 3 時 0 0 分再開

○議長（古坂勇人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 「承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 「承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 30 日、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

概要を申し上げますと、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数制限や取得要件の緩和等が行われたものでございます。

具体的には、令和 4 年 10 月 1 日から、育児休業を取得できる回数が、原則 1 回から原則 2 回までとなることに伴う所要の改正のほか、会計年度任用職員について、育児休業期間を延長する場合の要件を一部緩和することにより育児休業が取得しやすくなるよう改正したものでございます。

当組合の職員の休暇、休業等に関しましては、茂原市に準じた体系を取っており、茂原市において所要の改正を実施したことから、当組合においても同様の改正をしたものでございます。

本件についての議会招集について検討したところでございますが、茂原市議会における議決の日程並びに施行期日との関係から、組合議会を招集する時間的余裕がなかったことが明らかとなったため、専決処分により対応したものでございます。

以上、承認第 1 号について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがって、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)」は原案のとおり承認されました。

日程第10「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」、日程第11「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第12「議案第3号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認め、この3件を一括議題といたします。

初めに、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書 1 ページから 2 ページ、第 3 表、債務負担行為補正まででございます。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

第 1 条、本案は、歳入歳出予算の総額を増減はなしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 1,011 万 5,000 円にしようとするものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

3 ページ下段、2、歳出の表を御覧ください。

5 款 1 項 2 目非常備消防費でございます。

表の左から 3 列目、補正予算額でございますが、目の予算額に増減が生じないため、原則、補正予算の対象ではございませんが、9 節交際費につきましては、財務規則で増額の流用が禁じられているため、不用額が見込まれる 1 節報酬と補正予算で組替えを行い、市町村負担金に影響が生じないよう対応しようとするものでございます。

なお、消防団長交際費においては、支出基準を定め、社会通念上、妥当と認められる範囲内で最小限の支出をしておりますが、例年より慶弔費の支出が多く、予算額 12 万円に対し、現在では 12 万円が執行済みとなっております。

それでは、2 ページにお戻りください。

中段の第 2 表、繰越明許費補正でございます。

2 款 1 項総務管理費で、組合管理棟設備等更新工事において、老朽化した高圧受変電設備の改修工事の執行準備を進めておりましたが、世界情勢の影響により改修設備の納入が見込んでいたよりも遅延することが判明し、年度内の工期では入札を執行しても応札者が見込めなくなったため、800 万円の繰越明許費を設定し、令和 5 年度中の工期で執行しようとするものでございます。

次に、下段の第 3 表、債務負担行為補正でございます。

1 行目、浸出水処理施設建設工事でございますが、予算科目は、4 款 2 項 7 目新最終処分場建設費でございます。

焼却灰の処理につきましては、現在、令和 7 年度の新最終処分場の供用開始に向け、既存のエコパーク長生を嵩上げし、令和 7 年度まで延命した中で新最終処分場の建設を進めているところでございます。

そのため、浸出水処理施設は、令和 5 年度に建設工事の着手を予定しており、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約が行える総合評価落札方式で落札者を決定することとしたし

ました。これにより、今年度中に落札決定基準等の審査や価格以外の条件に対する審査を行い入札の公告を行う必要があるため、期間を令和4年度から令和7年度、限度額を32億3,400万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

なお、5月の臨時議会後の行政報告の際に、当事業の基本設計委託が完了し、約65億円の建設事業費を見込んでいた説明をさせていただいたところでございますが、今年度、実施設計を発注し、委託業者と打合せを重ねる中で、ロシアのウクライナ侵攻やコロナ感染による部品供給の滞り等、世界情勢の変化で建設資材等が急騰し、現在の建設事業費の見込は約80億円まで増加しております。

この状況について、管理者会議や構成市町村の財政担当課とも協議を行った上で、予定どおり令和7年度の竣工に向け事業を進めることに同意をいただいております。

また、本会議後の行政報告で、当建設事業の状況や落札者の決定方法などについても、また、御説明させていただきたいと考えております。

続きまして、2行目、新最終処分場建設事業に係る地元同意事業負担金でございますが、予算科目は4款2項5目最終処分場費でございます。新最終処分場建設事業を進めるにあたり、地元自治会及び対策委員会との協議の中で要望があり、また、新最終処分場への進入用町道145メートルや、雨水の排水先の水路200メートルの工事着手に整備が必要で、供用後も影響のある周辺の道路、水路整備等を地元同意事業として、長柄町の協力を得ながら実施する必要があるため、期間を令和5年度から令和9年度、限度額を9,815万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 次に、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条、収益的収入及び支出ですが、補正予算説明書にて説明させていただきますので、13ページをお開きください。

支出の第1款水道事業費用ですが、8,791万4,000円増額し、補正後の予定額を49億2,045万2,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項営業費用におきましては、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費及び5目総係費において、電気料金単価の上昇により、水道施設に係る動力費や光熱水費の増加に加え、2目配水及び給水費において、漏水修理などに係る工事単価の上昇や、配水施設修理などの修繕費が増加したため、1億1,193万円増額し、47億1,840万4,000円にしようとするものです。

第2項営業外費用は、営業費用の増額に伴い、納付する消費税及び地方消費税が減少するため、2,404万7,000円減額し、1億9,201万4,000円にしようとするものです。

第3項特別損失は、公用車更新に伴い売却する車両の帳簿価格7万3,000円と売却額4万1,000円の差額を固定資産売却損として3万2,000円損失計上したものでございます。

14ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入は、1億3,353万円減額し、補正後の予定額を7億6,765万6,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第2項国庫補助金は、補助対象事業費の増加により、84万4,000円増額の5,131万7,000円にしようとするものです。

第3項負担金は、一宮川河川改修事業のスケジュールの変更等で、予定していた工事が翌年度に延期になるなど、負担金工事としての収入が減少するため、1億3,042万1,000円減額し、6,892万6,000円にしようとするものです。

第4項雑収入は、負担金工事の減少に伴い設計事務費の収入についても減少するため、399万4,000円減額し、237万2,000円にしようとするものです。

その支出の第1款資本的支出は、4,176万9,000円減額し、補正後の予定額を20億2,952万2,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項建設改良費は、県や市町村及び民間企業が実施する事業に起因して行う負担金工事の減少などにより4,176万9,000円減額し、11億9,435万2,000円にしようとするものです。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。

このことにより、第3条資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を12億6,186万6,000円に改め、補填財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億416万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8億2,667万3,000円、建設改良積立金2億9,123万円及び減債積立金3,979万7,000円で補填す

ることに改めるものです。

以上、令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 次に、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長（牧野 悟君） 「議案第3号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、第1款病院事業費用第1項医業費用の既決予定額に1,822万6,000円を増額し、33億4,254万5000円にしようとするものでございます。

内訳でございますが、12ページの補正予算説明書にて御説明いたします。

12ページをお開きください。

1項医業費用3目経費に補正予定額の1,822万6,000円を増額し5億5,116万7,000円にしようとするもので、電気料金の高騰により既決予定額に不足が生じるため、6節光熱水費の電気代を増額しようとするものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 以上で説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

最初に、議案第1号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番ますだよしお議員。

○5番（ますだよしお君） 反対するわけじゃないですが、心配なもので、それでお尋ねしたいと思います。

先ほど、秋葉局長が言われましたように、最終処分場、60億円がウクライナ関係で80億円ぐらいに上がるんじゃないかと、それで、首長さんたち、ゴーサインをいただいていますと、80億円ぐらいという発言があったんですが、そうしますと、長生病院の改修を入れて、約100億円からアップで120億円ぐらい、茂原の負担が68億円から80億円ぐらいになるんですね。必要な施設は分かるんですけども、各首長さんたちが、行こうと言った根拠、どこから財政をどういうふうにするという議論をされたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。何度も言いますが、反対するわけじゃないんですね。ただ、茂原市が68%ぐらい負担しますので、その裏づけがないと、後で大変なことになるんじゃないかという、ちょっと懸念があるもので、ただそれだけで、教えていただければ助かります。

○議長（古坂勇人君） 答弁を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） まずだ議員のおっしゃられた病院事業、最終処分場事業に、さらに消防事業がございます。新最終処分場においては、御存じのとおり、エコパークの埋立が近々に終了してしまう、そういう中で、嵩上げをした中で、3年3か月延命した中で、その中で新最終処分場を造っていくという状況でございます。

また、消防庁舎においては、旧耐震基準で造られまして、耐用年数が経過し、感染症対策が必要な署もある、そういう状況になっております。

また、長生病院B棟においても耐震基準を満たしておらず、老朽化が著しく進んでいる状況でございます。そういう中で、いずれも喫緊の課題として必要な事業であるとの共通認識のもと、構成市町村と3事業に関わる財政的な協議を行ってまいりました。

11月17日の管理者会議で、構成市町村からの意向を反映した市町村負担金推計の2案をお示しし、事業の実施時期について判断をお願いしているところでございます。

なお、負担金の推計2案と申しますのは、1つ目として、3事業を令和5年度から着手する、3事業一遍に着手してしまうという案、それと、2つ目として、新最終処分場建設及び消防庁舎の建て替えを令和5年度からとし、長生病院B棟の建て替えを令和7年度から着手する案でございます。

この2案での構成市町村の判断を再調査し、令和5年度の予算編成を行おうとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（古坂勇人君） 5番ますだよしお議員。

○5番（ますだよしお君） ちょっと、ニュアンスが違うんですが、事業としては必要なのはよく分かります。それで、各首長がオーケーが出ましたという、その財政の裏づけで、今後、恐らく起債も30年ぐらいで返していくような形になると思うんですが、財政的に、それを償還していくことができるような計算ができたというふうに理解すればいいかどうかを聞いたかったんです。

○議長（古坂勇人君） 秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 先ほども申し上げたつもりだったんですけども、そういう考えのもと、財政シミュレーション、今後の返済計画をつくった中で、市町村の財政と協議した上で示させてもらった案となっております。

○5番（ますだよしお君） 大丈夫ということね。大丈夫か、大丈夫じゃないかを聞いていただけだから。

○事務局長（秋葉紀裕君） はい、大丈夫という中での財政計画です。

○5番（ますだよしお君） 分かりました。

○議長（古坂勇人君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、討論を終結します。

次に、議案第3号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第1号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第2号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第3号令和4年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 「議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する8つの条例を整備しようとするものでございます。

具体的には、職員の定年等に関する条例において、令和5年4月1日から定年年齢を段階的に65歳まで引き上げること、管理監督職勤務上限年齢制を導入し、60歳の次年度以降は原則として管理職につくことができなくなることを、定年前再任用短時間勤務制を導入すること、制度完成までの間、暫定再任用制度を導入することなどを定めるため所要の改正を行うものでございます。

次に、職員の給与に関する条例において、60歳の次年度以降の給与月額を当分の間、60歳時点の7割とすること及び定年前再任用短時間勤務職員と、暫定再任用職員の給料月額について、現行の再任用給料表を適用するため所要の改正を行うものでございます。

その他といたしましては、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、長生郡市広域市町村圏組合人事行政の運営等の公表に関する条例、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、所要の改正を行うとともに、職員の再任用に関する条例については、定年年齢の引上げに伴い再任用制度が廃止されるため、条例を廃止するものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります、

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古坂勇人君） なければ、討論を終結します。

これより採決いたします。

「議案第4号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

改正理由といたしましては、地方公務員法の一部改正に伴い、組合事務局において関係条例の整備を行うことから、水道部においてもそれに準じた所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、定年引上げの実施により現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、本条例において給与の取扱いを定める職員が変更になることから、地方公務員法の引用条項を改める等、所要の改正を行うものです。

以上が、長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての概要でございます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、討論を終結します。

これより採決をいたします。

「議案第5号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長。

○病院事務部長(牧野 悟君) 「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、長生郡市広域市町村圏組合の関係条例の改正に併せ、これに準拠し所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、令和5年4月1日から定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されます。これに伴い、本条例について給与の取扱いを定める職員が変更となることから、地方公務員法の引用条項を改め、規定の整備を行おうとするものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(古坂勇人君) 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(古坂勇人君) なければ、討論を終結します。

これより採決をいたします。

「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(古坂勇人君) 起立全員。

したがいまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第7号千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋葉事務局長。

○事務局長(秋葉紀裕君) 議案第7号について御説明申し上げます。

本案は、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市で構成される四市複合事務組合から、公平委員会に関する事務を令和5年4月1日より総合事務組合で共同処理したい旨の依頼があったことから、同組合規約の一部改正を行うにあたり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、千葉縣市町村総合事務組合規約において、構成団体と公平委員会に関する事務を共同処理する団体に四市複合事務組合を加えるものでございます。

以上、議案第7号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） なければ、討論を終結します。

これより採決をいたします。

「議案第7号千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について」、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがいまして、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番田邊明佳君については、暫時退場を願います。

（田邊明佳議員暫時退場）

○議長（古坂勇人君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました古坂勇人議員が、令和4年11月24日をもって

退任されたことに伴いまして、その後任に、組合議員であります田邊明佳議員を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。

田邊議員は、広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えておりますので、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました古坂議員におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を説明申し上げます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

これより採決をいたします。

「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

（同意者起立）

○議長（古坂勇人君） 起立全員。

したがって、議案第8号は同意されました。

田邊明佳君の入場を認めます。

（田邊明佳議員入場）

○議長（古坂勇人君） 9番田邊明佳議員にお知らせいたします。監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。田邊明佳監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員（田邊明佳君） ただいま、皆様から御同意をいただきました睦沢町の田邊でございます。

何分にも不慣れではございますが、皆様方のお力添えと御協力を得て、この職責を全うしてまいりたいと思います。簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古坂勇人君） 日程第18「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を議題といたします。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長から報告を求めます。

常泉健一特別委員会委員長。

○公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会委員長（常泉健一君） 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、9月27日午後4時より、関係職員の出席を求め開催をいたしましたので、その内容について御報告をいたします。

初めに、当局から提出のあった資料をもとに、新B棟基本設計について以下の説明がありました。改築場所は、中央駐車場の北側のスペースとし、建築規模は鉄筋コンクリート造りの地上3階建て、渡り廊下を含む延床面積を4282.74㎡とした。設備面は、地域医療とともに災害時の拠点病院となるよう、設備の安全性、信頼性を考慮し、省エネルギー化を図りながら経済性と将来性を考慮した計画とした。

また、既存B棟の解体跡地には、自走式93台分の鉄骨造り2階建て駐車場を設置し、これらによる概算工事費は、新B棟改築工事費が31億420万円、新B棟備品工事費が5億1,590万円、合計36億2,010万円と、建築費の高騰により事前調査と比較し約6億2,200万円の増加が見込まれている。また、B棟改築後、既存B棟の解体工事と駐車場整備で7億1,600万円程度が見込まれている。また、耐震化に係る国庫補助金を活用していたものが、補助対象外となり、企業債の借入額が増加し、第6回特別委員会で説明した財政シミュレーションから修正が生じた。資金の収支均衡を維持するためには、繰出基準外の負担金が必要となり、繰出基準外の負担金を含む市町村負担金は、推計で、令和9年度の10億7,670万9,000円をピークに9億円台で推移することになる。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず初めに、B棟改築後は、圏域内の二次救急患者を全て受け入れられるようになるのか。との質疑に対し、夜間の二次救急は6つの病院が輪番で行い、このうち週3日を長生病院が

担当している。それ以外も全て長生病院で賄うのは、医師や看護師の配置上、現時点では大変難しく、また、他の病院も二次救急で入院患者を獲得している面もあるので、医師会との協議が必要となる。との答弁がありました。夜間については承知したが、日中の救急受け入れがあまり出来ていないと聞くので、日中の受け入れ強化をお願いしたい。との要望がありました。

次に、新たな財政シミュレーションでは、市町村負担金が令和9年度のピーク時で約1億6,000万円の増額となっている、これをできるだけ縮減する対応についての考えは。また、新最終処分場建設が同時期にある中で、構成市町村の財政部局にはこの資料を示しているのか。との質疑があり、負担金増については、現在、アクションプランを進め経営改善に努めているところであるが、進捗どおりと、そうでないものがあり、更なる努力で見直しをかけ、収益の向上に努めてまいりたいと考えている。構成市町村への今回の説明は病院事業に関するものだけなので、組合全体の財政シミュレーションについては改めて説明する予定であるとの答弁がありました。

続いて、将来のC棟建て替えを見据えて、解体可能な駐車場を含む施設配置計画だと思うが、この内容に至った理由はとの質疑に対し、改築は現在の病院敷地内での建設を前提として検討してきた。新たな土地確保は期間も費用もかかることから、そこまでの検討に至っていないのが実情であるとの答弁があり、人口が減少していく中であっても市町村負担金の増額は見込まれている、長生病院の在り方について長期的な視点に立ち、アクションプランによる経営改善により一層取り組み、検証、検討を重ねていただきたい。との要望がありました。

また、人口も減り、また、市町村負担金も上がっていく中で、長生病院の経営については大変心配している、最近、患者が減ったように見受けられるが、実際はどうかとの質疑があり、毎月、外来患者数の統計を取り確認しているが、このところは前年よりも増えている。医師により診察スタイルも異なるので、回転が速い医師が診察すれば待ち時間も短くなり、空いているような印象を受ける場合もあると考える。との答弁がありました。

さらに、2室の人間ドック診察室を計画しているが、検診の内容に変更はあるのか。また、1泊での検診を検討しなくていいのか。との質疑があり、ドックの内容についての変更はないが、現在、週に3日間実施しているものを、新B棟改築後は週に5日の体制をやりたいと考えている。また、1泊2日のドックは1日目に大半の検査を実施しているので、同様の健診内容でも日帰りで対応できるものと考えている。との答弁がありました。

以上のような内容を踏まえ、B棟改築については、基本設計に続き実施設計へと進むこととなりましたが、資材の高騰等、状況が刻一刻と変化しているため、立体駐車場及び用地取得も含め、慎重に協議を進めていただきたいと当局へ求めました。

また、最後に、委員から本委員会に対し、さきの定例会でも管理者への質問があったが、長生病院内への産科設置の議論がなされる中で、院内設置が無理となれば、県に周産期母子医療センターの設置を求めていただきたい。との意見があり、委員会内で十分協議していくことといたしました。

以上で、中間報告を終わります。

○議長（古坂勇人君） 御苦労さまでした。

公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告が終わりました。

秋葉事務局長。

○事務局長（秋葉紀裕君） 先ほど、一般会計補正予算案で、まずだ議員への質問に答弁させていただきましたが、追加のほうの答弁をお許しいただけませんかでしょうか。

まずだ議員の質問で答弁させていただきましたが、さらに、その後、資材の高騰等も見えない状況になっておりますので、更に3事業の予算規模が広がる場合は、その都度、7市町村で協議させていただきながら、変更することも視野に入れてまいりますので、何とぞ、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。すみませんでした。

○議長（古坂勇人君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議にかかる会議録の調製に当たり、字句その他、細部の整理を要するものについては、会議規則43条の規定により議長に委任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古坂勇人君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和4年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後4時02分閉会